

統計審議会答申（抄）

諮問第71号の答申（二）

昭和39年7月24日

統計調査員に関する制度の改善について

統計調査員の手当のあり方については、さきに「統計調査員に関する制度の改善について」（昭和37年10月26日付）において答申したとおりであるが、その後検討の結果、統計調査員の手当額（時間当たり単価）は、1日8時間労働として、国家公務員の行政職俸給表（一）の7等級2号俸の給与に相当する額（日額換算約700円）が適当であるとの結論に達したので、前回につづき答申する。

なお、この場合調査員手当は、給与又は賃金とみなし、今後は、公務員給与のベースの改定にスライドさせるのが妥当である。

理由

- 1 「調査員業務実態調査」の結果からみて、調査員業務のための稼働時間は、現行の予算上の稼働時間とほぼ一致している。
- 2 人事院は、国勢調査員の公務災害に関する平均給与額の算定に、国家公務員の行政職俸給表（一）の7等級の初任給を適用するのを適当としている。

（編注）1 国家公務員の行政職俸給表（一）の7等級2号俸は、昭和60年度及び平成17年度に人事院が行った等級号俸の切替え措置により、現在は1級25号俸となっている。

2 平成元年度以降、調査員手当（日額単価）の執行に当たっては、週休2日制の導入に伴う係数を乗算。なお、平成20年度からは、執行に合わせた予算単価に変更。